

関税法施行令等の一部を改正する政令（案）新旧対照条文目次

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条関係）	1
関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第二条関係）	7
関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条関係）	9
関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第四条関係）	10
経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第五条関係）	11
経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第六条関係）	21

改 正 案	現 行
<p>（外国貨物を置くことの承認の申請） 第三十六条の三（省 略）</p> <p>2（省 略）</p> <p>3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内）に、同号イに規定する締約国原産地証明書を税関長に提出しなければならぬ。この場合においては、<u>同条第五項の規定にかかわらず</u>、当該貨物の輸入申告の際には、当該締約国原産地証明書の提出を要しない。</p> <p>4及び5（省 略）</p> <p>（外国貨物を置くこと等の承認の申請） 第五十一条の十二（省 略）</p> <p>2（省 略）</p> <p>3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内）に、同号イに規定する締約国原産地証明書を税関長に提出しなければならぬ。この場合においては、<u>同条第四項の規定にかかわらず</u>、当該貨物の輸入申告の際には、当該締約</p>	<p>（外国貨物を置くことの承認の申請） 第三十六条の三 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内）に、同号イに規定する締約国原産地証明書を税関長に提出しなければならぬ。この場合においては、<u>同条第五項の規定にかかわらず</u>、当該貨物の輸入申告の際には、当該締約</p> <p>4及び5 同 上</p> <p>（外国貨物を置くこと等の承認の申請） 第五十一条の十二 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内）に、同号イに規定する締約国原産地証明書を税関長に提出しなければならぬ。この場合においては、<u>同条第五項の規定にかかわらず</u>、当該貨物の輸入申告の際には、当該締約</p>

国原産地証明書の提出を要しない。

4及び5 (省 略)

(輸入に際し課税標準の申告が必要となる特例申告貨物等に係る規定)

第五十九条の三 法第六十七条(輸出又は輸入の許可)及び第六十七条の二第一項第二号(輸出申告又は輸入申告の時期)に規定する政令で定める規定は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(以下この条及び第六十一条第一項第二号において「メキシコ協定」という。)第五条1(メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。)とする。

(課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等)

第六十一条 法第六十八条第二項(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定する政令で定める書類は、輸入申告に係る貨物の運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 (省 略)

二 経済連携協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(第六項において「シンガポール協定」という。))、メキシコ協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本

国原産地証明書の提出を要しない。

4及び5 同 上

(輸入に際し課税標準の申告が必要となる特例申告貨物等に係る規定)

第五十九条の三 法第六十七条(輸出又は輸入の許可)及び第六十七条の二第一項第二号(輸出申告又は輸入申告の時期)に規定する政令で定める規定は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(以下この条並びに第六十一条第一項第二号及び第四項において「メキシコ協定」という。)第五条1(メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。)とする。

(課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等)

第六十一条 同 上

一 同 上

二 経済連携協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(第四項において「シンガポール協定」という。))、メキシコ協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(同項において「マレーシア協定」という。))、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(同項において「チリ協定」という。)

国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号において「インドネシア協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定又は日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

イ 当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるもの（ロにおいて「締約国原産品」という。）であることを証明した書類（税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められた貨物（インドネシア協定又は東南アジア諸国連合協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けるものを除く。）及び課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「締約国原産地証明書」という。）

ロ 当該貨物が締約国原産品であつて、かつ、経済連携協定の我が国以外の締約国（当該締約国の関税に関する法令が施行されている当該締約国以外の国を含む。以下この号において「締約国」という。）から当該締約国以外の地域（以下この号及び第七項において「非原産国」という。）を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの（以下この号において「直接運送品」という。）以外のものである場合（当該貨物が東南アジア諸

国とタイ王国との間の協定（同項において「タイ協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号及び同項において「インドネシア協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（同項において「ブルネイ協定」という。）、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（以下この号及び同項において「東南アジア諸国連合協定」という。）又は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（同項において「フィリピン協定」という。）をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

イ 当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の我が国以外の締約国（以下この号及び第四項において「締約国」という。）の原産品とされるもの（ロにおいて「締約国原産品」という。）であることを証明した原産地証明書（税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められた貨物（インドネシア協定又は東南アジア諸国連合協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けるものを除く。）及び課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「締約国原産地証明書」という。）

ロ 当該貨物が締約国原産品であつて、かつ、その原産地である締約国から当該締約国以外の地域（以下この号において「非原産国」という。）を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの（以下この号において「直接運送品」という。）以外のものである場合（当該貨物が東南アジア諸国連合協定附属書四第三規則4(a)の規定により連続する原産地証明書の発給を受けた締約国原産品であつて、かつ、当該連続する原産地証明書を

国連合協定附属書四第三規則4(a)の規定により連続する原産地証明書の発給を受けた締約国原産品であつて、かつ、当該連続する原産地証明書を発給した国から当該国以外の地域を經由しないで本邦へ向けて直接に運送されたものである場合を除く。  
( )にあつては、当該貨物が次のいずれかに該当するものであることを証する書類として、当該締約国から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類(課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。第七項及び第八項において「運送要件証明書」という。)

2 (1)及び(2) (省 略)

3 第一項第一号の原産地証明書は、当該証明書に記載された貨物の輸入申告の日(当該貨物につき第三十六条の三第一項(第五十条の二において準用する場合を含む。 )又は第五十一条の十二第一項の承認の申請書を提出する場合にあつては、その提出の日。第五項において同じ。 )においてその発行の日から一年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。

発給した国から当該国以外の地域を經由しないで本邦へ向けて直接に運送されたものである場合を除く。( )にあつては、当該貨物が次のいずれかに該当するものであることを証する書類として、当該締約国から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類(課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。第七項及び第八項において「運送要件証明書」という。)

2 同上 (1)及び(2) 同上

3 第一項第一号の原産地証明書は、当該証明書に記載された貨物の輸入申告の日(当該貨物につき第三十六条の三第一項(第五十条の二において準用する場合を含む。 )又は第五十一条の十二第一項の承認の申請書を提出する場合にあつては、その提出の日。第六項において同じ。 )においてその発行の日から一年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。

4 締約国原産地証明書は、その証明に係る貨物について、次の表の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる者の申請に基づき締約国において当該締約国原産地証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならない。この場合において、シンガポール協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受ける貨物について発給される締約国原産地証明書にあつては、その

証明に係る貨物をシンガポールから送り出した際（税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内）に発給したものでなければならぬ。

一 シンガポール協定	シンガポール協定附属書 B に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者
二 メキシコ協定	メキシコ協定第十条に規定する統一規則に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者又は当該貨物の生産者
三 マレーシア協定	マレーシア協定附属書三に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者
四 チリ協定	チリ協定附属書四に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者
五 タイ協定	タイ協定附属書三に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者
六 インドネシア協定	インドネシア協定附属書三に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者
七 ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書三に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者
八 東南アジア諸国連合	東南アジア諸国連合協定附属書四の付録に定める	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者

7 及び 8 (省 略)	6 シンガポール協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受ける貨物について発給される締約国原産地証明書は、その証明に係る貨物をシンガポールから送り出した際（税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内）に発給したものでなければなら ない。	5 (省 略)	4 (省 略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1278 1122 1426 1364">九 フィリ ピン 協定</td> <td data-bbox="1426 1122 1458 1364">協定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1278 1364 1426 1715">フィリピン協定附属書三に定める事項</td> <td data-bbox="1426 1364 1458 1715">事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1278 1715 1426 2036">その証明に係る貨物を締約国から送り出した者</td> <td data-bbox="1426 1715 1458 2036">した者</td> </tr> </table>	九 フィリ ピン 協定	協定	フィリピン協定附属書三に定める事項	事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者	した者
九 フィリ ピン 協定	協定									
フィリピン協定附属書三に定める事項	事項									
その証明に係る貨物を締約国から送り出した者	した者									
7 及び 8 同上		6 同上	5 同上							

改 正 案	現 行
<p>（課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等）</p> <p>第六十一条 法第六十八条第二項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、輸入申告に係る貨物の運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 経済連携協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（第六項において「シンガポール協定」という。）、メキシコ協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号において「インドネシア協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定又は経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定をいう。以下この号において同じ。）における関税について</p>	<p>（課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等）</p> <p>第六十一条 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 経済連携協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（第六項において「シンガポール協定」という。）、メキシコ協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号において「インドネシア協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定又は日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類</p>

2 8 (省略)	での特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類 イ及びロ (省略)
2 8 同上	イ及びロ 同上

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>（経済連携協定） 第十九条の二 法第七条の八第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。 一〇九 （省 略） 十 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定</p>	<p>（経済連携協定） 第十九条の二 同 上 一〇九 同 上</p>

改 正 案	現 行
<p>（経済連携協定） 第十九条の二 法第七条の八第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。</p> <p>一 十（省略）</p> <p>十一 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定</p> <p>（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定） 第二十五条（省略）</p> <p>2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。</p> <p>一 及び二（省略）</p> <p>三 第十九条の二第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第九号又は第十一号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一の第一三八号、第一三四号、第八五号、第七八号、第一三号、第一一二号又は第一一九号に掲げる国を原産地とするもの（当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項の規定による税率を超えるものを除く。）</p> <p>四（省略）</p> <p>3（省略）</p>	<p>（経済連携協定） 第十九条の二 同上</p> <p>一 十 同上</p> <p>（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定） 第二十五条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>一 及び二 同上</p> <p>三 第十九条の二第二号、第三号、第四号、第五号、第六号又は第九号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一の第一三八号、第一三四号、第八五号、第七八号、第一三号又は第一一二号に掲げる国を原産地とするもの（当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項の規定による税率を超えるものを除く。）</p> <p>四 同上</p> <p>3 同上</p>

改 正 案

現 行

<p>（割当ての方法及び基準）</p> <p>第一条 関税暫定措置法（以下「法」という。）<u>第八条の六第一項の割当て（以下「一項割当て」という。）を受けようとする者は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定（法第七条の八第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定により一項割当ての対象となる当該各項の下欄に掲げる物品については農林水産大臣、別表第二の上欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同表の下欄に掲げる物品については経済産業大臣に申請書（以下「関税割当申請書」という。）を提出しなければならない。</u></p> <p>2 法第八条の六第二項の割当て（以下「二項割当て」という。）を受けようとする者は、<u>別表第三の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により二項割当ての対象となる当該各項の下欄に掲げる物品については農林水産大臣、別表第四の上欄に掲げる経済連携協定の規定により二項割当ての対象となる同表の下欄に掲げる物品については経済産業大臣に関税割当申請書を提出しなければならない。</u></p> <p>3 前項の関税割当申請書を提出する場合には、<u>当該関税割当申請書に係る輸出国証明書（経済連携協定の我が国以外の締約国が発給する法第八条の六第二項に規定する証明書をいう。以下同じ。）を当該関税割当申請書に添付しなければならない。</u></p> <p>4 輸出国証明書は、<u>前項に規定する締約国において輸出国証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならない。</u></p> <p>5 農林水産大臣又は経済産業大臣は、<u>第一項の関税割当申請書の提</u></p>	<p>（割当ての方法及び基準）</p> <p>第一条 関税暫定措置法（以下「法」という。）<u>第八条の六第一項の割当てを受けようとする者は、別表第一の各項の中欄に掲げる締約相手国（経済連携協定（法第七条の八第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の我が国以外の締約国をいう。以下同じ。）を原産地とする当該各項の下欄に掲げる物品については農林水産大臣、別表第二の上欄に掲げる締約相手国を原産地とする同表の下欄に掲げる物品については経済産業大臣に申請書（以下「関税割当申請書」という。）を提出しなければならない。</u></p> <p>2 法第八条の六第二項の割当てを受けようとする者は、<u>別表第三の各項の中欄に掲げる締約相手国を原産地とする当該各項の下欄に掲げる物品については農林水産大臣、別表第四の上欄に掲げる締約相手国を原産地とする同表の下欄に掲げる物品については経済産業大臣に関税割当申請書を提出しなければならない。</u></p> <p>3 前項の関税割当申請書を提出する場合には、<u>当該関税割当申請書に係る物品の原産地である締約相手国が発給する法第八条の六第二項に規定する証明書を当該関税割当申請書に添付しなければならない。</u></p> <p>4 前項の証明書は、<u>当該締約相手国において同項の証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならない。</u></p> <p>5 農林水産大臣又は経済産業大臣は、<u>第一項の関税割当申請書の提</u></p>
---	--

出があつた場合には、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項目当ての対象となる当該各項の下欄に掲げる物品又は別表第二の上欄に掲げる経済連携協定の規定により一項目当ての対象となる同表の下欄に掲げる物品について、当該物品に係る経済連携協定において定められている関税割当数量（経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている場合における当該一定の数量をいう。次項において同じ。）の範囲内で、次の事項を考慮して、一項目当てを行うものとする。

一〜四（省 略）

6 農林水産大臣又は経済産業大臣は、第二項の関税割当申請書の提出があつた場合には、別表第三の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により二項目当ての対象となる当該各項の下欄に掲げる物品又は別表第四の上欄に掲げる経済連携協定の規定により二項目当ての対象となる同表の下欄に掲げる物品について、当該物品に係る経済連携協定において定められている関税割当数量の範囲内で、輸出国証明書に基づいて、二項目当てを行うものとする。

7 一項目当て及び二項目当ては、当該割当てを行った数量を記載した証明書（以下「関税割当証明書」という。）を発給して行うものとする。

8 関税割当証明書の有効期間は、その交付の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、別表第二の上欄に掲げる経済連携協定の規定により一項目当ての対象となる同表の下欄に掲げる物品について、経済産業大臣が特に必要があるとき、この限りでない。

9 前各項に規定するもののほか、関税割当申請書及び関税割当証明書の様式その他一項目当て及び二項目当てに関し必要な事項は、農林水産省令又は経済産業省令で定める。

出があつた場合には、別表第一の各項の中欄に掲げる締約相手国を原産地とする当該各項の下欄に掲げる物品又は別表第二の上欄に掲げる締約相手国を原産地とする同表の下欄に掲げる物品について、当該物品に係る経済連携協定において定められている関税割当数量（経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている場合における当該一定の数量をいう。次項において同じ。）の範囲内で、次の事項を考慮して、第一項の割当てを行うものとする。

一〜四 同 上

6 農林水産大臣又は経済産業大臣は、第二項の関税割当申請書の提出があつた場合には、別表第三の各項の中欄に掲げる締約相手国を原産地とする当該各項の下欄に掲げる物品又は別表第四の上欄に掲げる締約相手国を原産地とする同表の下欄に掲げる物品について、当該物品に係る経済連携協定において定められている関税割当数量の範囲内で、第三項の証明書に基づいて、第二項の割当てを行うものとする。

7 前二項の割当ては、当該割当てを行った数量を記載した証明書（以下「関税割当証明書」という。）を発給して行うものとする。

8 関税割当証明書の有効期間は、その交付の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、別表第二の上欄に掲げる締約相手国を原産地とする同表の下欄に掲げる物品について、経済産業大臣が特に必要があるとき、この限りでない。

9 前各項に規定するもののほか、関税割当申請書及び関税割当証明書の様式その他第一項及び第二項の割当てに関し必要な事項は、農林水産省令又は経済産業省令で定める。

別表第一（第一条関係）

項名	品目
一 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下「メキシコ協定」という。）	関税率表法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第二・九号の二の（一）に掲げる物品のうちトマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの
二 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（以下「チリ協定」という。）	関税率表第二・九号の二の（一）に掲げる物品のうちトマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの
三 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（以下「タイ協定」という。）	（一） 関税率表第一七・三・一号の二に掲げる物品のうち飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）以外のもの （二） 関税率表第三五・五・一号の二に掲げる物品
四 経済上の連携に関する日本	関税率表第二九・五・四四号に掲げる物品

別表第一（第一条関係）

項名	品目
一 メキシコ	同上
二 チリ	同上
三 タイ	同上
四 インドネシア	同上

<p>国とインドネシア共和国との間の協定) 以下「インドネシア協定」という。</p>	<p>五 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定</p>	<p>(一) 関税率表第二七・一一号、第二七・一二号、第二七・一三号の二及び第二七・一四号の二の(二)に掲げる物品</p> <p>(二) 関税率表第八四・三号の一に掲げる物品のうち一個の重量が九グラム未満のもの(全形のもので皮を除いてないものに限り、冠芽があるかないかを問わない)。</p> <p>(三) 関税率表第一六一号に掲げる物品</p> <p>(四) 関税率表第一六一・四二号の二及び第一六一・四九号の二の(二)に掲げる物品</p> <p>(五) 関税率表第一七一・一一号の一の(二)に掲げる物品のうち小売用の容器入りにしたもの(一個の正味重量が一キログラム以下のものに限る)。</p> <p>(六) 関税率表第一七三・一 号の二に掲げる物品のうち飼料用のもの)</p>
<p>五 フィリピン</p>	<p>同上</p>	

	<p>六 日本国とスイ ス連邦との間 の自由な貿易 及び経済上の 連携に関する 協定（以下「 スイス協定」 という。）</p>	<p>税関の監督の下で飼料の原料として 使用するものに限る。）以外のもの （七） 関税率表第二一 五・ 号の一 に掲げる物品のうちアイスクリーム （一） 関税率表第 四 六・九 号に掲 げる物品のうちスイス協定附属書一 の付録一の別添一のナチュラルチー ズの表に掲げるナチュラルチーズ （二） 関税率表第一七 四・九 号の二 に掲げる物品のうちキャンデー類 及びキャラメル以外のもの （三） 関税率表第一八 六・二 号の二 の（二）に掲げる物品 （四） 関税率表第一八 六・三一号、第 一八 六・三二号の一及び第一八 六・九 号の一に掲げる物品 （五） 関税率表第二一 六・九 号の一 の（一）に掲げる物品のうちチーズ、ワ イン及び他の成分（でん粉の含有量 が全重量の三％以下のものに限る。 ）から成り、チーズの含有量が全重 量の五 以上であり、かつ、アル コール飲料の含有量が全重量の二 ％以上のもののうち、小売用の容器 入りにしたもの（容器とも一つの 重量が ・九キログラム以下のもの に限る。）</p>
--	---	--

--	--	--

別表第二（第一条関係）

経済連携協定	品目
メキシコ協定	<p>(一) 関税率表第四一 一・二 号の二、第四一 一・五 号の二、第四一 一・九 号の二、第四一 四・一 号の二、第四一 四・一九 号の二、第四一 四・四 一 号の二(一)及び二(二)、第四一 四・四 九 号の二(一)及び二(二)、第四一 七・一 一 号の二(一)、第四一 七・一 二 号の二(一)、第四一 七・一 九 号の二(一)、第四一 七・九 二 号の二(一)並びに第四一 七・九 九 号の二(一)に掲げる物品</p> <p>(二) 関税率表第四一 四・四 一 号の二(一)、第四一 四・四 九 号の二(一)、第四一 七・一 一 号の二(一)、第四一 七・一 二 号の二(一)、第四一 七・一 九 号の二(一)、第四一 七・九 一 号の二(一)、第四一 七・九 二 号の二(一)及び第四一 七・九 九 号の二(一)に掲げる物品</p> <p>(三) 関税率表第四一 五・三 号の二、第四一 六・二 二 号の二、第四一 一 一 二 号の二(一)及び第四一 一 三 一 号の二(一)に掲げる物品</p> <p>(四) 関税率表第六四 三・二 号、第六四 三・四 号、第六四 三・五 一 号の二及び二(一)、第六四 三・五 九 号の二</p>

別表第二（第一条関係）

締約相手国	品目
メキシコ	同上

		別表第三(第一条関係)	(ロ)及び二の(ロ)、第六四三・九一号の一 の(ロ)及び二の(ロ)、第六四三・九九号の 一の(ロ)及び二の(ロ)、第六四四・一九号 の一の(ロ)、第六四四・二二号の一の(一) 並びに二の(一)のA及び(二)のA、第六四 五・一 号の一の(一)並びに第六四 五・ 九 号の一の(一)のA及び(二)のAの 掲げる物品
項名	経済連携協定		
一	メキシコ協定	(一) 関税率表第二一・二二号に掲 げる物品のうち四分体のもの以外の もの並びに同表第二一・三三 号、第二二・二二号、第二二 ・三三号、第二二・二六・一 号の二の(一)、第二二・二六・二二 号、第二二・二六・二二九号 並びに第一六二・五二五号の二の(二) のBの、及びのイに掲げる物 品 (二) 関税率表第二三・二二二 号の二、第二三・一九号の二、第二 三・三三二号の二、第二三・三 九号の二、第二二・六・四九号の二 の(二)、第二二・一一号、第二二 一・二二号、第二二・一九号	

		別表第三(第一条関係)	
項名	締約相手国		
一	メキシコ	同上	

- 
- 
- 
- 
- 、第一六二・四一号の一、第一六二・四二号の一及び第一六二・四九号の二の(一)に掲げる物品
- (三) 関税率表第二七・一一号、第二七・一二号、第二七・一三号、第二七・一四号の二、第一六二・三二号の二の(一)、第一六二・三三二号の二及び第一六二・三九号の二の(一)に掲げる物品
- (四) 関税率表第四九・号に掲げる物品
- (五) 関税率表第八三・号の一に掲げる物品
- (六) 関税率表第八五・一号に掲げる物品
- (七) 関税率表第二九・一一号及び第二九・一九号に掲げる物品
- (八) 関税率表第二九・一二号に掲げる物品
- (九) 関税率表第二九・五号の二に掲げる物品
- (一〇) 関税率表第二三・二号の一に掲げる物品
- (一一) 関税率表第二三・二号の二に掲げる物品
- (一二) 関税率表第二九・四四号に掲げる物品
- (一三) 関税率表第三五・一号の
- 
- 
- 
-

		二 経済上の連携 に関する日本 国政府とマレ ーシア政府と の間の協定	二に掲げる物品 関税率表第 八 三・ 号の一に掲げる 物品  (一) 関税率表第 二 二・二 号及び 第 二 二・三 号に掲げる物品 (二) 関税率表第 二 三・一九号の二 、第 二 三・二二号の二、第 二 三・二九号の二、第 二 六・四 九号の二の(二)、第一六 二・四一 号、第一六 二・四二号及び第一六 二・四九号の二に掲げる物品 (三) 関税率表第 二 六・二二号、第 二 六・二二号及び第 二 六・ 二九号の二に掲げる物品 (四) 関税率表第 二 七・一四号の二 の(二)に掲げる物品  (一) 関税率表第 八 三・ 号の一 に掲げる物品 (二) 関税率表第 八 四・三 号の一 に掲げる物品のうち一個の重量が九 グラム未満のもの(全形のもの で皮を除いていないものに限るもの とし、冠芽があるかないかを問わな い。) (三) 関税率表第一六 二・四一号の二
--	--	--	--

四 タイ		三 チリ	二 マレーシア  同上
同上		同上	

五 インドネシア 協定	及び第一六二・四九号の二(二)に掲げる物品 (一) 関税率表第八三・号の一に掲げる物品 (二) 関税率表第八四・三号の一に掲げる物品のうち一個の重量が九グラム未満のもの(全形のもので皮を除いてないものに限り、冠芽があるかないかを問わない)。
六 スイス協定	関税率表第二一・二号に掲げる物品

別表第四(第一条関係)

経済連携協定	品目
メキシコ協定	関税率表第二九一八・一四号及び第二九一八・一五号の一に掲げる物品

五 インドネシア	同上
-------------	----

別表第四(第一条関係)

締約相手国	品目
メキシコ	同上

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

七	経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との協定	項名	経済連携協定
		品目	関税率表第四九号に掲げる物品
別表第三（第一条関係）			
改正案		現行	